

帯広空港における制限表面について

航空機は、通常の場合、一定の角度をもって空港に進入して着陸を行い、同様に一定の角度をもって離陸します。また、空港周辺を一定の高度で離着陸のため飛行しています。

このため、航空機が安全に離着陸、飛行ができるよう空港周辺（概ね4 km～5 km以内）の一定空間を障害物件がない状態にしておく必要があります。

この空港周辺に確保されるべき空間の底面を**制限表面**といい、この制限表面を越える高さの建物等（建物、避雷針、テレビアンテナ等の物件や工事中のクレーン、足場等の仮設物件さらに植物の植栽等も含まれます。）を設置等することは、原則として、法律（航空法）で禁止されています。

○帯広空港には制限表面として、**進入表面**、**転移表面**及び**水平表面**が設けられています。

進入表面とは、航空機の離陸直後や最終進入における直線飛行の安全を確保するための表面です。

転移表面とは、航空機が着陸のために進入を変更する際の脱出ルートの安全を確保するための表面です。

水平表面とは、航空機が着陸の際に、衝突を避けるため、一定の経路を回って進入する時の安全を確保するための表面です。

（別紙 帯広空港制限表面図、表1 帯広空港制限表面の規模）

○建物等の制限高（制限表面の高さ）は場所により異なりますので、空港周辺において建物等を設置される方は、一度、下記の窓口にお問い合わせください。

○もし、違反して建物等を設置すると、罰せられるだけでなく、自費で除去を行うことが法律（航空法）で規定されています。

お問い合わせ窓口

帯広市商工観光部空港事務所

〒089-1245 北海道帯広市泉町西9線中8番地4 1

電話：0155-64-5320 F A X：0155-64-5349

表1 帯広空港制限表面の規模

進入区域	長さ	3,000m
	内側底辺の長さ	300m
	外側底辺の長さ	1,200m
進入表面の水平に対する勾配	1/50	
転移表面	1/7	
水平表面	半径の長さ	3,500m
	標点からの高さ	45m